独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第５号

東京都市計画土地区画整理事業品川駅北周辺地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成28年11月20日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

平成28年８月15日

独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部　本部長　新居田滝人

記

１　縦覧開始の日　平成28年９月12日

（縦覧期間２週間）

２　縦覧時間　午前９時15分から

午後５時40分まで

３　縦覧場所　東京都港区高輪三丁目24―16

ＩＳＡビル５階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部品川現地事務所

弁理士登録公告

平成28年７月27日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
７月27日	20866	北川　修平

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成28年７月17日	16398	柴沼　雅樹	申請抹消
平成28年７月18日	15566	植村　英美	〃

弁理士数　11,101名

（平成28年７月27日現在）

平成28年８月15日　日本弁理士会

型式適合認定に関する公示

一般社団法人日本膜構造協会　型式28―02号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成28年８月15日

一般社団法人日本膜構造協会

会長　菅原　進一

建築基準法施行令第136条の２の11第１号イに掲げる建築物の部分

太陽工業株式会社

型08Ndbe0010104　平成28年６月23日

型08Ndbe0010105　平成28年６月23日

型08Ndbe0010106　平成28年６月23日

型08Ndce0010107　平成28年７月28日

高島株式会社

型08Ndce0030002　平成28年７月28日

今泉テント株式会社

型08Ndce0110072　平成28年６月23日

型08Ndbe0110073　平成28年６月23日

型08Ndce0110074　平成28年６月23日

型08Ndce0110075　平成28年７月28日

株式会社京浜テック

型08Ndbe0140018　平成28年６月23日

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年８月15日　和歌山県教育委員会

１　失効した免許状

氏名　西山　浩二　本籍地　和歌山県

免許状の種類、番号

①　小学校教諭一種免許状

昭58小一普第976号

授与権者　大阪府教育委員会

授与年月日　昭和59年３月31日

②　中学校教諭一種免許状（国語）

昭58中一普第4403号

授与権者　大阪府教育委員会

授与年月日　昭和59年３月31日

③　高等学校教諭一種免許状（国語）

昭58高二普第5063号

授与権者　大阪府教育委員会

授与年月日　昭和59年３月31日

２　失効年月日　平成28年７月21日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳から70歳代の男性、身長173㎝、体格中肉、白髪交じり約10㎝の長さの頭髪、腹部に長さ12㎝の手術痕

上記の者は平成28年６月25日午前８時13分頃、江戸川区東小松川３丁目１番１号ボートレース江戸川レース場内大時計前東側護岸で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

平成28年８月15日

東京都　江戸川区長　多田　正見

行旅死亡人

本籍・住所・職業・氏名・生年月日不詳、推定年齢40歳から70歳位、性別男性、身長182cm位、体格普通、着衣は、白地に紫ライン入りカッターシャツ、半袖肌着シャツ、黒っぽい色長ズボン（スラックス様）、灰色靴下、黒色運動靴（右足のみ）、小銭入れ、所持金1,339円

上記の者は、平成28年７月３日午後２時過ぎ頃、山口県大島郡周防大島町大字外入2228番地１（柳井警察署外入警察官駐在所）から南西方約570m先の岩場の亀裂において、死亡しているのを発見されました。死亡日時は、平成28年６月中・下旬頃と推定されています。

身元不明のため、遺体は火葬に付し、遺骨を保管しています。心当たりの方は、当町健康福祉部福祉課まで申し出てください。

平成28年８月15日

山口県　周防大島町長　椎木　巧

公示送達

石巻広域都市計画事業石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

なお、別表及び別図については掲載を省略し、それらを宮城県石巻市大街道西一丁目12番８号（草刈ビル２Ｆ）にある石巻市復興事業部区画整理第２課事務所内にある縦覧場所において縦覧しています。

平成28年８月15日

石巻広域都市計画事業

石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者　石巻市

代表者　石巻市長　亀山　紘

記

１　送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　遠山知賀子

住所　東京都福生市本町95番地６　前鶴マンション201号室（登記簿記載住所　東京都福生市本町95番地６）

氏名　中央ハウス工業株式会社

住所　不詳（登記簿記載住所　宮城県石巻市門脇字四番谷地９番地４）

２　通知の内容

石巻広域都市計画事業石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第100条第１項の規定により、使用し、又は収益することを停止します。

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

２　この通知について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に石巻市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に石巻市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。